

# 1 / 2 3 (火) の行事

報道発表資料の配付日時 1月16日(火) 15時00分

発表項目 (行事名)	令和5年度(2023年度)第2回上川北部保健医療福祉圏域連携推進会議の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>保健医療福祉施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、今年度第2回目の会議を次のとおり開催します。</p> <p>1 日時 令和6年(2024年)1月23日(火) 14:00~16:30</p> <p>2 場所 名寄市総合福祉センター 多目的ホール (名寄市西1条南12丁目)</p> <p>3 出席者(予定) (委員所属団体) 上川北部医師会、士別市立病院、名寄市立総合病院、北海道看護協会上川北支部、北海道薬剤師会旭川支部名寄部会、士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町 ほか 委員総数19名 (事務局) 道:名寄地域保健室長、次長ほか</p> <p>4 主な議題 (1)次期「北海道医療計画」について (2)第9期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画について (3)次期「北海道感染症予防計画」について (4)次期「北海道医療計画 上川北部地域推進方針」の作成について (5)健康危機対処計画について ほか</p>		
参考	「上川北部保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱」は別添のとおりです。		

報道(取材)に当たってのお願い	資料は当日、会場で配布します。		
他のクラブとの関係	同時配付	同時レク	(場所)

担当 (連絡先)	北海道上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室(名寄保健所) 企画総務課(担当者:企画総務課長 渡邊 健司) TEL 01654-3-3121		
-------------	--	--	--

## 上川北部保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 地域における保健医療福祉施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、上川北部保健医療福祉圏域連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 連携推進会議は、次の事項について取り組むものとする。

- (1) 地域の保健医療福祉に関すること
- (2) その他、連携推進会議の目的達成のため必要と認められる事項

### (組織)

第3条 連携推進会議は、次に掲げる者のうちから上川総合振興局長が委嘱する。

- (1) 保健医療福祉サービスの受益者
- (2) 保健医療福祉サービスの提供者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他必要と認められる者

2 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 連携推進会議に委員の互選により、会長を置く。

4 連携推進会議に副会長2名を置き、委員のうちから会長が指名する。

5 会長は、連携推進会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

6 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 会議は、必要の都度会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて、委員以外の者を出席させることができる。

### (専門部会)

第5条 連携推進会議は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、連携推進会議の委員をもって組織する。

### (事務局)

第6条 事務局は、上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室企画総務課に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が連携推進会議に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。